

# 白河市の風致地区について

風致地区とは、都市内の樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地における良好な自然環境を維持、保全するため、都市計画で定めるものです。風致地区内で建築物の建築など、風致の維持に影響を及ぼす次の行為を行う場合は、市長の許可が必要です。

## <許可を要する行為>

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| ①建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転 | ④水面の埋め立てまたは干拓           |
| ②建築物その他の工作物の色彩の変更         | ⑤木竹の伐採                  |
| ③宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 | ⑥土石の類の採取                |
|                           | ⑦屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 |

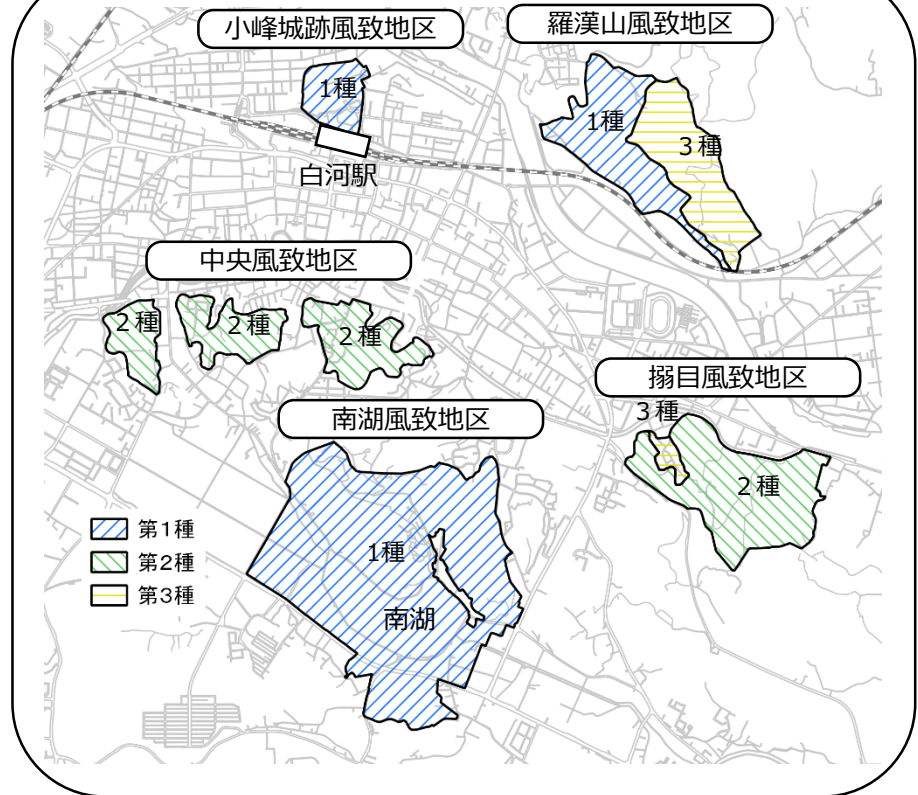
## <許可基準>

建築における許可基準については、位置・形態・意匠・色彩・緑化など周辺の風致と調和させるほか、次の基準を満たす必要があります。

区分	建築物の高さ	建ぺい率	外壁後退距離
第1種	8m以内	20%	道路から3m以上 その他1.5m以上
第2種	12m以内	30%	道路から2m以上 その他1.0m以上
第3種	15m以内	40%	道路から2m以上 その他1.0m以上

このほかにも、建築物・工作物の色彩変更、宅地の造成等許可を要する行為については許可基準が設けられています。

## 風致地区箇所図



## <地区別面積>

(単位：ha)

地区名	南湖	中央	小峰城跡	羅漢山		搦目		計
種別	1種	2種	1種	1種	3種	2種	3種	
面積	110.0	33.2	8.6	33.3	15.0	36.5	2.0	